

2025年2月18日

国連女性差別撤廃委員会への抛出停止に抗議する談話

日本退職者連合

事務局長 野田那智子

1. 国連女性差別撤廃委員会からの勧告について

昨秋、国連女性差別撤廃委員会は女性差別撤廃条約もとづき、日本政府によるジェンダー平等への取り組みを8年ぶりに審査し、改善のための勧告を発出した。

選択的夫婦別姓の導入、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、候補者男女均等法の罰則導入など60項目に及ぶ指摘があり、今回は皇位継承を男系男子に限定している皇室典範の改正を求めた。

皇室典範をめぐるっては、2016年の勧告時も、改正を求める言及があり、日本政府の抗議で削除した経過がある。

2. 抛出停止の政府対応に抗議する

国連の委員会は「男系の男子のみの皇位継承を認めることは、条約の目的や趣旨に反する」と指摘し、「皇位継承における男女平等を保障するため、他国の事例を参照しながら改正するよう」勧告した。

しかし、政府は「皇位に就く資格は基本的人権に含まれていない」「皇位継承のあり方は国家の基本に関する事項であり、女性差別撤廃条約に照らし、取り上げることは適当でない」と反論し、削除を求めた。1月29日、国連人権高等弁務官事務所に対して、日本が支払っている任意抛出金の対象から女性差別撤廃委員会を除外すると通告したことを発表した。

3. 条約締約国としての役割と責務を求める

日本が女性差別撤廃条約を批准してから40年。国連の第4回世界女性会議(北京女性会議)から30年。今回の政府の対応は、ジェンダー平等に向けて推進しているなかで女性の人権(皇族を含む)を軽視するものである。

政府は国際社会の一員として、抛出停止の通告をただちに撤回し、条約締約国としての役割と責務を果たすべきである。

女性差別撤廃委員会への抛出停止は極めて遺憾である。退職者連合は、政府に対して強く抗議するとともに、あらゆる差別や偏見をなくし、誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでいく。

以上